

① < 3 5 4 ~ 3 5 6 例目 : 出雲市内 >

令和 3 年 5 月 2 日

新型コロナウイルス感染症患者の確認について

5 月 1 日（土）に、出雲保健所管内で 3 名の新型コロナウイルス感染が新たに確認されましたので、発表します。

【患者について】

1. 患者さんはいずれも、「県外在住」、「男性」で、3 5 4 例目及び 3 5 5 例目の患者さんは「3 0 歳代」、3 5 6 例目の患者さんは「2 0 歳代」の方です。
2. 3 名の患者さんは、4 月 2 5 日（日）に仕事のため県外から車で出雲市に一緒に来訪され、同じ場所で勤務されています。
3. 3 名の患者さんは、3 0 日（金）に、県外で接触のあった関係者の陽性が確認された旨の連絡を受け、同日、医療機関を受診され、P C R 検査を受けたところ、「陽性」が確認されたものです。
4. 次に現在の症状についてです。

- ① 3 5 4 例目の患者さんは、現在、発熱、咳、痰、

下痢の症状があり、「中等症」です。

② 355例目の患者さんは、現在も「症状はありません。」

③ 356例目の患者さんは、30日（金）から、発熱、咳、関節痛、筋肉痛の症状があり、現在も続いています。が、「軽症」です。

5. 患者さんはいずれも昨日、感染症対策を講じた医療機関に入院されています。

【現時点での行動歴】

6. 出雲保健所においては、感染拡大防止のため、昨日から行動履歴や、濃厚接触者についての調査を行っており、現時点で把握できた行動歴等について説明します。

患者さんの行動歴の調査や検査を進めるなかで、感染拡大防止のために公表すべき情報があれば、改めて、情報提供します。

＜発症日（無症状者は検体採取日）の2日前以降の行動＞

7. 症状のある方は発症日の2日前以降、症状のない方は検体採取日の2日前以降の患者さんの行動についてです。

この間は、患者さんから他の方に感染する可能性

がある期間であり、感染のおそれの高い濃厚接触者を確認するための調査です。

(354、355、356例目の患者さんの行動歴)

8. 354、355例目の患者さんについては、検体採取日の30日(金)の2日前の28日(水)以降、356例目の患者さんについては、発症日の30日(金)の2日前の28日(水)以降の行動になります。

① 3名の患者さんはいずれも、28日(水)から30日(金)は出雲市内で仕事をしておられます。

② 仕事の内容は、不特定多数の方と幅広く接触されるようなものではありませんので、この間の接触者は、特定できています。

③ 30日(金)は、検査を受けておられ、それ以降は、滞在先で待機しておられます。

④ 患者さんと接触があった方については、必要に応じて、PCR検査など検査を実施します。

<発症日(無症状者は検体採取日)の14日前の行動>

9. 次に、発症日の14日前までの行動について、把握した情報について、説明します。

この間に、患者さんがどこから感染したのか、こ

の患者さん以外に感染者はいないのか、を調査する
ものです。

- ① 3人の患者さんはいずれも、25日（日）に、
県外から出雲市に来訪されており、それ以前に県
内での行動歴はありません。
- ② 行動歴の詳細については、現在、調査を進めて
います。

【県民の皆さん、報道機関の皆さんへ】

- 10. 本日発表した患者さんの接触者については、特定
を進めており、保健所から連絡をとっておりますの
で、冷静に対応をお願いします。
- 11. 県としては、濃厚接触者及び接触者の調査を積極
的に行うとともに、接触があった方については、幅
広にPCR検査など必要な検査を実施し、感染拡大
の防止に努めてまいります。
- 12. 県民の皆さまにおかれては、これまでもお願いし
ておりますとおり、感染拡大防止のため、発熱等の
症状があった場合は、まずは、かかりつけ医又は健
康相談コールセンターにご連絡いただき、早めに受
診していただきますよう、お願いします。
- 13. 各職場におかれては、従業員の日々の健康状態の
把握に留意し、発熱等の症状があった場合は、必ず

申告するよう呼びかけ、体調がすぐれない場合はすみやかに医療機関への受診を促すなど、従業員の健康管理に努めるようお願いいたします。

14. また、県から提供する情報に基づき、冷静な対応をお願いいたします。

15. 個人を特定する行為や、患者さんへの誹謗中傷が拡がったりすれば、その後の事案で、保健所への情報提供や、そもそも感染や症状を名乗り出ることを控えるなどの悪影響が懸念され、かえって、広く感染拡大が県民に及びかねないという状況になることが懸念されます。

16. 患者さんの人権を守り、感染拡大を防止するために、個人を特定する行動や、患者さんへの誹謗中傷は許されませんので、厳に謹んでいただきますよう、お願いいたします。

17. 県では、患者さんの行動歴の公表は、個人の特定につながることはないように、感染拡大を防止するために必要な場合に限っております。

県が公表する情報が具体的でないために、様々な推測や憶測がなされる場合がありますが、県が公表している内容を超える内容は事実とは限りませんので、注意してください。

18. また、県では、感染のおそれが高い濃厚接触者だけでなく、感染拡大を未然に防止するために、必要に応じて、接触があった方などに幅広く検査を実施

することとしております。

そのため、検査を受けるということだけで、出勤、登園、登校をしないよう求めること、ましてや、検査を受けた方のご家族など、関係者までに、そうしたことを求めることは、過剰な対応となりますので、控えていただきますようお願いいたします。

19. また、新型コロナウイルス感染症の治療等に当たる医療従事者の方は、県民の命と健康を守るため、日夜、医療現場の最前線で懸命に努力されています。医療現場で働く方を思いやる気持ちをもって対応いただくようお願いいたします。

20. 報道機関の皆様には、引き続き、患者さん、周囲の方への配慮、プライバシーを尊重した報道に、ご配慮願います。

21. 全国的に感染者の発生が増加しており、県内においても、感染事例が続いて確認されております。

こうした状況においては、継続的な感染対策の実施が必要です。

22. 県民の皆様におかれては、職場や家庭での感染を防ぐため、感染リスクが高まるとして、政府が注意喚起をしている、「5つの場面（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）」に注意していただくとともに、

引き続き、

①「三つの密」の回避

②「人と人との距離の確保」

③「マスクの着用」

④「手洗いなどの手指衛生」

など、基本的な感染対策に継続して取り組んでいただくよう、お願いします。

23. また、現在、大型連休の期間であり、帰省して、実家等で生活を共にする場合にも、「基本的な感染対策」を徹底してください。

24. 県外から帰省された方については、実家等では、家庭内でできる感染予防対策、具体的には、

① 会話をする時は自宅でもマスクを着用

② ドアノブや電気のスイッチなど手で触れる共用部分の消毒

③ 石けんでのこまめな手洗いやアルコール消毒

④ 窓を開けておくなど定期的な換気

⑤ 寝室を分ける

⑥ 洗面所等のタオルやコップを共有しない

⑦ 大皿の料理を避け、食器や箸等を共用しない

などの徹底をお願いします。